

平成30年7月11日

保護者の皆様へ

明日香村立聖徳中学校

校長 米田 次男

部活動のあり方について

梅雨も明け、暑さが厳しく感じられる昨今、保護者の皆様におかれましては、ご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育活動にご支援、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、文部科学省スポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が出され、運動部活動における休養日及び活動時間についての基準が出されました。それを踏まえ明日香村教育委員会では、生徒の健康面での管理及び教員の働き方改革をすすめるため、今年度（H30年度）より中学校における部活動について下記のように定められました。

ご確認の上、ご理解の程よろしく願いたします。

記

【原則】

- ① 学期中は、週あたり2日以上を休養日と設ける。
- ② 平日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ③ 平日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。
- ④ 土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ⑤ 週末の活動時間は長くとも4時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的かつ効率的、効果的な活動を行う。
- ⑥ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ⑦ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとする。
- ⑧ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【特例】

- ※ やむを得ず原則をはずれる活動を行う場合は、事前に校長に理由を付して申し出て、校長の許可を得なければならない。